別表第26

ヘッドスペースーガスクロマトグラフー質量分析法

ここで対象とする項目は、ジェオスミン及び２ーメチルイソボルネオールである。

１　試薬

⑴～⑸　（略）

⑹　内部標準液

別表第25の１⑸の例による。

⑺　（略）

⑻　ジェオスミン及び２ーメチルイソボルネオール標準液

別表第25の１⑺の例による。

２～７　（略）

別表第28の２

固相抽出ー高速液体クロマトグラフ法

ここで対象とする項目は、非イオン界面活性剤である。

１～３　（略）

４　試験操作

⑴　前処理

固相カラムにメチルアルコール５ml及び精製水５mlを順次注入する。次に、水酸化ナトリウム溶液（４w／ｖ％）を用いてpH値を９に調整した検水500ml（検水に含まれる非イオン界面活性剤としての濃度が0.05mg／Ｌを超える場合には、0.002～0.05mg／Ｌとなるように精製水を加えて500mlに調製したもの）を毎分10～20ml（ディスク型の固相カラムを使用する場合は10～100ml）の流量で固相カラムに流し、更に精製水10mlを流した後、吸引又は窒素ガスを通気して固相カラムを乾燥させる。次いで、固相カラムの通水方向とは逆から（ディスク型の固相カラムを使用する場合は通水方向から）トルエンを緩やかに流し、遠心分離管に５mlを採り、これを試験溶液とする。

⑵　（略）

５～７　（略）

別表第26

ヘッドスペースーガスクロマトグラフー質量分析法

ここで対象とする項目は、ジェオスミン及び２ーメチルイソボルネオールである。

１　試薬

⑴～⑸　（略）

⑹　内部標準液

別表第25の１⑸の例による。

この溶液１mlは、ジェオスミンーd_3をＡ液では0.1μg、Ｂ液では0.01μg、又は、２，４，６ートリクロロアニソールーd_3をＡ液では0.4μg、Ｂ液では0.04μg含む。

⑺　（略）

⑻　ジェオスミン及び２ーメチルイソボルネオール標準液

別表第25の１⑺の例による。

この溶液１mlは、ジェオスミン及び２ーメチルイソボルネオールをそれぞれ0.001mg含む。

２～７　（略）

別表第28の２

固相抽出ー高速液体クロマトグラフ法

ここで対象とする項目は、非イオン界面活性剤である。

１～３　（略）

４　試験操作

⑴　前処理

固相カラムにメチルアルコール５ml及び精製水５mlを順次注入する。次に、水酸化ナトリウム溶液（４w／ｖ％）を用いてpH値を９に調整した検水500ml（検水に含まれる非イオン界面活性剤としての濃度が0.01mg／Ｌを超える場合には、0.002～0.01mg／Ｌとなるように精製水を加えて500mlに調製したもの）を毎分10～20ml（ディスク型の固相カラムを使用する場合は10～100ml）の流量で固相カラムに流し、更に精製水10mlを流した後、吸引又は窒素ガスを通気して固相カラムを乾燥させる。次いで、固相カラムの通水方向とは逆から（ディスク型の固相カラムを使用する場合は通水方向から）トルエンを緩やかに流し、遠心分離管に５mlを採り、これを試験溶液とする。

⑵　（略）

５～７　（略）

○農林水産省告示第六百三十九号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第八十二条（同令第百七十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農作物共済損害認定準則を次のように定める。

平成三十年三月二十八日　　農林水産大臣　齋藤　健

農作物共済損害認定準則

第一　組合等が行う損害の額の認定

１　組合等（農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号。以下「法」という。）第十一条第一項に規定する組合等をいう。以下同じ。）は、全相殺相殺方式（農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第八十七条第一項第一号に規定する全相殺方式をいう。以下同じ。）の共済関係について法第百三十条第三号の規定による通知（以下「損害通知」という。）を受けたときは、その通知をした組合員等（法第十条第一項に規定する組合員等をいう。以下同じ。）の耕地を見回って共済事故による損害が発生していることを確認するとともに、当該組合員等が耕作する農作物に係る収穫量を、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める方法により調査しなければならない。

一　農作物共済基準収穫量等設定準則（平成三十年三月二十八日農林水産省告示第六百四十号。以下「設定準則」という。）第一第一項第一号イの規定に基づき基準収穫量（法第百三十六条第一項第二号の基準収穫量をいう。以下同じ。）を定めている場合　乾燥調製施設における計量結果（麦にあっては、乾燥調製施設の計量結果又は売渡数量）の確認（収穫物のうち乾燥調製施設に搬入されないものについては、収穫前における検見又は実測）

二　設定準則第一第一項第一号ロの規定に基づき基準収穫量を定めている場合　当該組合員等の青色申告書（規則第八十七条第三項に規定する青色申告書をいう。以下同じ。）及びその関係書類の確認

２　組合等は、半相殺方式（規則第八十七条第一項第二号に規定する半相殺方式をいう。以下同じ。）の共済関係について損害通知を受けたときは、その通知をした組合員等に、共済事故による損害が生じた耕地の全てにつき当該耕地ごとの見込収穫量を申告させ、収穫前に、当該耕地の一部につき、共済事故による損害が発生していることを確認するとともに、検見又は実測の方法により収穫量を調査しなければならない。